

市民活動交流センター（仮称）説明会資料

旭川市市民生活部市民協働室市民活動課  
平成21年2月3日（火）

# 1 市民活動交流センター（仮称）の概要

## (1) 目的

市民活動の情報収集・発信、活動相談、会議室・作業の場や学習機会の提供など、市民活動全般への支援施策を総合的に実施するほか、各団体間の交流を深めながら、ネットワークづくりやコーディネート機能を果たすことで、協働の取組を推進し、市民主体のまちづくりを目指します。

## (2) 開設時期

平成 22 年 6 月（予定）

## (3) 敷地面積

8,397.54 m<sup>2</sup>

## (4) 建物床面積

（単位：m<sup>2</sup>）

項目	市民活動支援棟	ホール棟	共用ロビー	渡り廊下	合計	
改修前	330.51	462.71	—	—	793.22	
改修後	合計	649.55	770.59	200.66	35.6	1,656.40
	1 階	330.51	541.69	200.66	35.6	1,108.46
	2 階	319.04	228.90	—	—	547.94

※ホール棟には増築部を含む

## (5) 主な各室の名称及び面積

### ○市民活動支援棟（1 階）

- ・事務スペース（相談・受付コーナー）：約 52 m<sup>2</sup>
- ・情報閲覧コーナー：約 77 m<sup>2</sup>
- ・交流展示スペース：約 112 m<sup>2</sup>

### ○市民活動支援棟（2 階）

- ・会議・研修スペース：約 111 m<sup>2</sup>
- ・コピー・印刷室：約 20 m<sup>2</sup>
- ・作業室・打合せ室：約 26 m<sup>2</sup>
- ・事務作業スペース：約 19 m<sup>2</sup>
- ・貸ロッカー室：約 16 m<sup>2</sup>

### ○ホール棟

- ・ホール：約 221 m<sup>2</sup>（RC フレーム内面積）  
※シアター形式で 160～180 人、スクール形式で 120～140 人
- ・側廊・一時倉庫：約 191 m<sup>2</sup>

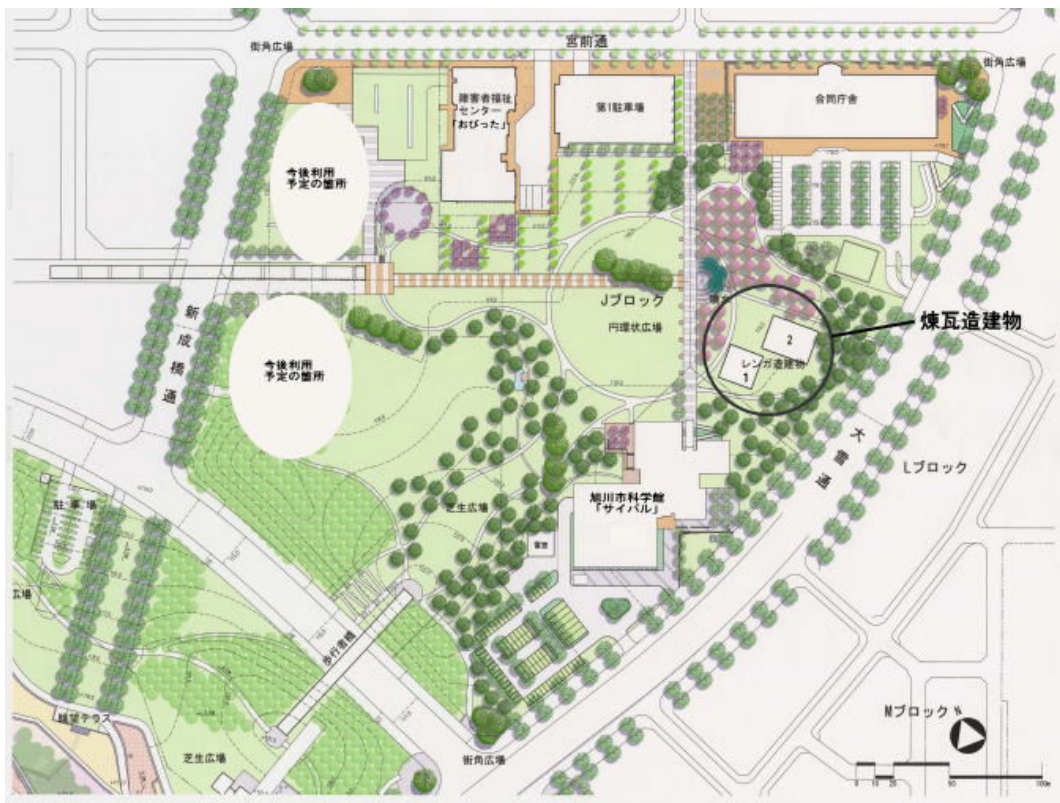
## 2 市民活動交流センター（仮称）の設置場所

### (1) 設置場所

市民活動交流センターの設置場所は、現在、旭川駅周辺で開発整備が進められている「北彩都あさひかわ」区域東側の「シビックコア地区」内に位置し、敷地の南東側は、国道 39 号線と国道 237 号線とを繋ぐ広域幹線道路である道道新開旭川線（大雪通）に面しています。

また、「シビックコア地区」内には、国の「合同庁舎」及び旭川市障害者福祉センター「おびった」、旭川市科学館「サイバル」が完成しています。

《シビックコア地区内配置図》



### (2) 煉瓦造建物の歴史

「シビックコア地区」に現存する 2 棟の煉瓦造建物は、旧国鉄の工場として、木機乾燥場と第二木機職場として使われていました。

これらの建物の設計には、明治期を代表する土木技術者 田邊朔郎 が携わったとされており、明治 31 年（1898 年）に開通した官設鉄道上川線の開通に伴い、翌明治 32 年（1899 年）に「旧木機乾燥場」は鍛冶工場として、「旧第二木機職場」は旋盤工場として建設され、明治時代の建築技術を今日に伝えています。

本市の発展に多大な貢献をもたらした上川線の機関車や客貨車の修繕・改造を受け持ったのがこの工場群で、いわば本市の発展を陰で支え続けた歴史的建造物であり、旧国鉄工場施設として現存するものとしては、国内で最も古い建物の一つであると言われています。

(3) 煉瓦造建物の概要

2棟の煉瓦造建物の概要は、次のとおりです。

ア 旧木機乾燥場（「市民活動支援棟」）

建築年代：明治 32 年（1899 年）

旧用途：鍛冶工場

煉瓦造平家建

桁行 18,180 mm

梁間 18,180 mm（壁心）

軒高 5,959 mm

面積 330.51 m<sup>2</sup>

6 寸勾配切妻屋根（屋根に越屋根設置）



イ 旧第二木機職場（「ホール棟」）

建築年代：明治 32 年（1899 年）

旧用途：旋盤工場

煉瓦造平家建

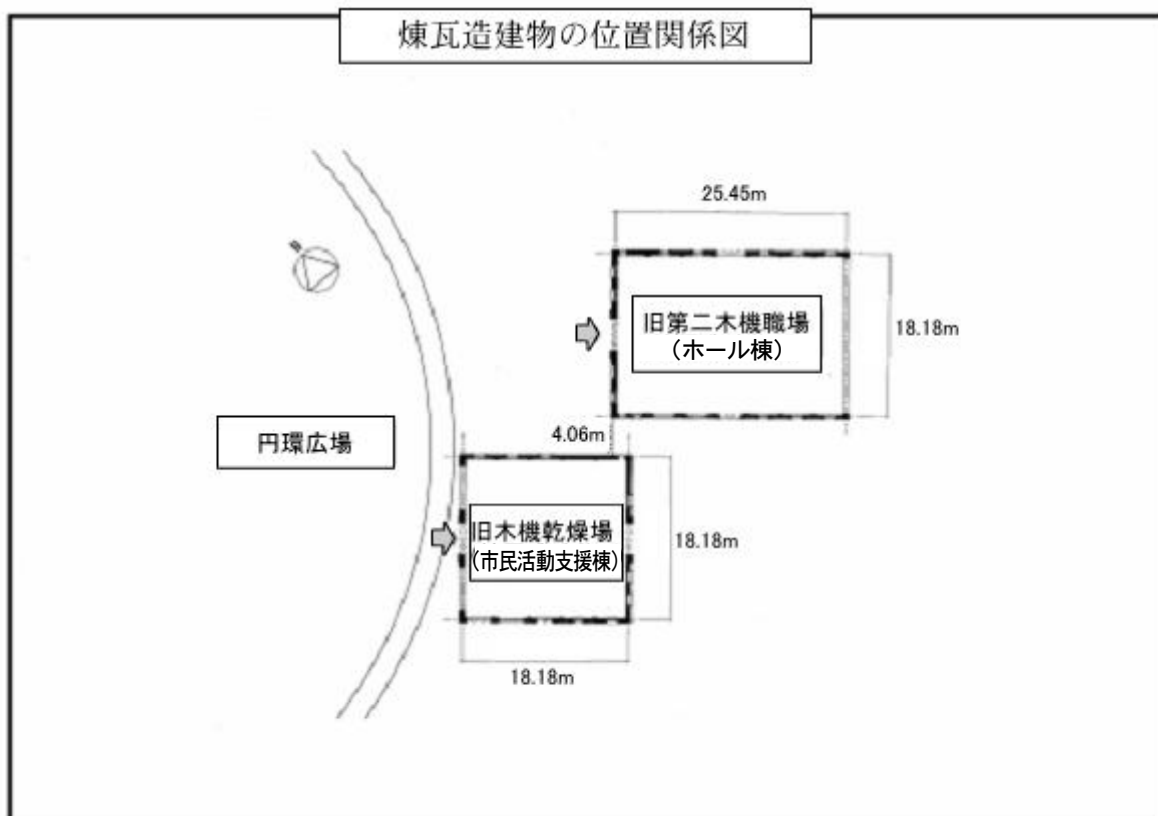
桁行 25,452 mm

梁間 18,180 mm（壁心）

軒高 5,959 mm

面積 462.71 m<sup>2</sup>

6 寸勾配切妻屋根



### 3 市民活動交流センター（仮称）の設立趣意

本市においては多くの市民が、自主的・自発的に個人で、またはボランティア団体や NPO 法人、文化活動団体等を組織して、保健・医療・福祉の増進、学術・文化・芸術・スポーツの振興、環境課題への対応、まちづくりの推進、子どもの健全育成など多様な活動を展開しています。

また、地域においては、地域住民で構成する町内会、町内会相互の連携・調整を行う地区市民委員会などの住民組織や各種の地域団体があり、住民の主体的な活動によって、地域の連帯性を強め、住み良い豊かな地域づくり、まちづくりに取り組んでいます。

こうした市民活動は、本市のまちづくりの大きな原動力となっていますが、近年、社会情勢が大きく変化する中で、多様化、専門化、複雑化する市民ニーズや課題に迅速・柔軟・的確に対応するためには、これまで以上に、市民と行政とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合いながらまちづくりに取り組むことが重要になってきています。

このため、本市では、市民が自主的、自発的に参加する活動を積極的に生かしながら、市民と行政とが一体となって市民主体のまちづくりを推進していくことを目的に、「旭川市市民活動基本方針」を平成 18 年 6 月に策定しました。

市民活動交流センター（仮称）は、この方針に基づき、市民活動の情報収集・発信、活動相談、会議室・作業の場や学習機会の提供など、市民活動全般への支援施策を総合的に実施するほか、各団体間の交流を深めながら、ネットワークづくりやコーディネートの機能を果たし、行政も含め新たな関係を築き上げていくことで、まちづくりに向けて新たな力を生み出し、協働のまちづくりを推進することを目的として整備するものです。

## 4 市民活動交流センター（仮称）の基本コンセプト

○市民活動を活性化し、新しいまちづくりの力を生み出すエンジンとなる施設を目指します。

- ・市民活動交流センターは、市民や市民活動団体の主体的な活動力をより高め、協働を促進し、新しい公共サービスの理念や手法を次々と生み出し、試行錯誤を重ねつつも力強く実行していくことを通じて、本市の新しいまちづくりを設計し、牽引するエンジンとしての役割を果たすことが期待されます。
- ・そのため、市民や市民活動団体に対する単なる場所や機会、情報等の提供に止まらず、協働のまちづくりの実現に向けた戦略的で専門的なコーディネート機能を十分に発揮できる施設を目指します。

○北彩都から新時代のまちづくりのメッセージを内外に発信するシンボル施設を目指します。

- ・市民活動交流センターは、市民が主人公となるまちづくりの拠点として、大変重要な意味と役割を有する施設です。
- ・こうした施設を、本市始まって以来といわれる大規模な都市開発によって誕生した北彩都という新しいまちの中心部に、しかも 100 年以上の歴史を有する文化的な建物を再生する形で設置することは、空間的にも時間軸的にも、本市の新時代のまちづくりの幕開けを告げるものとして、強いメッセージ性と象徴性を有することとなります。
- ・今後、センターがまちづくりのエンジンとして本格稼働することで、そうした象徴性は一層強まり、本市内外に向け大きな波及力と浸透力を持って、その理念や役割を発信していくことが期待されます。

○多様な市民や団体が自由に利用できる市民に開かれた施設を目指します。

- ・市内には、市民活動基本方針で典型的に市民活動団体として位置付けられている団体（町内会、市民委員会、地域団体、NPO 法人、ボランティア団体等）以外にも、例えば、文化活動団体、企業、小・中・高等学校、大学などの教育機関、各種研究機関、商工団体、農業団体、国、北海道など、まちづくりに関係する様々な市民、団体が存在し活動しています。
- ・市民活動交流センターにおいては、基本方針に基づく市民活動団体の支援に主眼は置きつつも、それら以外の市民や団体にも大きく開かれた施設として利用を呼びかけ、多様な協働の形態を創り出します。
- ・また、科学館、おびった、合同庁舎などの近隣施設や住民センター、地区センター、公民館などの市内施設との連携を深め、本市全体の市民活動の活性化を目指します。

○市民自治の実現に向け、地縁型コミュニティ（町内会等）とテーマ型コミュニティ（NPO 法人等）の協働を促進する施設を目指します。

- ・近年、地縁型コミュニティとしての町内会の加入率が低下傾向にあることが憂慮される一方、テーマ型コミュニティとしての NPO 法人、ボランティア団体数は年々増加しています。
- ・これら 2 種の市民活動団体は、市民主体のまちづくりを進め、市民自治の実現を目指す上で、いわば車の両輪としていずれも重要な役割を果たす存在であることから、市民活動交流センターがコーディネート機能を十分に発揮することで、NPO 法人をはじめとする多様な活動団体と町内会等の地縁型の団体との連携・協働を促進し、その再生と活性化を目指します。

○各団体と市行政とのコーディネーター役を果たし、市民とともに成長する施設を目指します。

- ・近年、社会経済構造の急激な変化や地方分権の一層の進展、さらには自治体経営の変革の波の中で、「ガバメント（統治）」から「ガバナンス（共治）」へ、「団体自治」から「住民自治」へ、「参加・協働」から「市民自治」へなど、自治や行政を取り巻く考え方の変化が見られ、市民の主体的な自治によるまちづくりの重要性がますます高まっています。
- ・市民活動交流センターは、こうした時代の流れを的確に捉え、市民活動団体と市行政とがそれぞれの特徴を尊重し合いながら一層積極的な協働関係を築けるよう、コーディネーター役を務めるとともに、そのことを通じて新しい自治や行政のあり方の研究や実験にも取り組みます。
- ・また、様々な主体間の協働作業により新しい公共分野を創造していくことにより、市民や行政の意識が高まっていくことと歩調を合わせ、センター自身も成長していく施設を目指します。

○多目的ホールの積極的な活用を通じ協働の輪が広がる施設を目指します。

- ・市民活動交流センターの大きな特長の一つは、収容人員 120～180 人規模のホールを併設していることです。
- ・このホール機能と市民活動団体の支援、コーディネート機能を併せ持つことにより、例えば文化活動団体と NPO 法人やボランティア団体のような方向性の異なる団体が出会い、一堂に会する場とすることが可能となり、新たな交流やネットワークの形成が期待されます。
- ・また、試しに実施してみるというような実験的なイベントでもホールを活用して手軽に開催することができるため、実績のない団体でも活動の拡大に繋がるほか、イベントを通じて多様な団体同士の協働が促進され、新しい市民活動の輪が大きく広がっていくことが期待されます。

○市民活動に興味のない人でも気軽に立ち寄れる施設を目指します。

- ・市民活動交流センターは、北彩都のシビックコア地区という全市的集客性や観光客の来訪等も見込める立地となることから、市内はもとより近隣市町村も含めた「観光案内コーナー」や建物自体や北彩都全体の「歴史展示コーナー」などを設けるほか、歴史的建造物、文化遺産としての意義や絵になる景観を積極的にPRし、観光名所としての集客や魅力ある被写体としての集客を目指します。
- ・また、円環広場の緑や明るく開放的なロビーなど居心地の良い空間を来訪者に提供し、市民活動に特に興味のない市民や観光客でも気軽に訪れてくれるような場とします。
- ・なお、こうした機能を持つことは、一般の来訪者にとって、市民活動に触れたり、関心を持ってもらう契機となることが期待されます。

## 5 市民活動交流センター（仮称）の機能

市民活動交流センターの基本コンセプトを踏まえ、センターの機能を次のとおり定めます。

### (1) 市民活動の窓口機能

市民活動交流センターは、市民が気軽に立ち寄れる場として、何気なく立ち寄った方が市民活動に触れ、活動のきっかけを掴むといった市民活動の小さな芽を大切にします。こうした芽が、センターの利活用を通じて育ち、より大きな実を結ぶことができるよう、市民活動の成長を育む施設を目指していきます。

また、市民活動を行う市民や団体あるいは新たに市民活動をはじめたい人のために、センターに行けば、気軽に相談ができる、交流を深めることができるなど、市民活動の総合窓口として必要なサービスの提供を行い、市民活動の裾野を広げるとともに、市民活動の活性化を図ります。

### (2) 情報収集・提供、発信機能

市民活動交流センターでは、市民活動に関する情報として、団体の情報や行事・イベントの情報、助成金等の活動支援の情報を幅広く収集し、分かりやすく提供するとともに、団体の活動状況の報告や行事の案内、会員等の募集情報など、団体による主体的な情報発信を通じ、活動の活性化やレベルアップを目指していきます。

また、情報の提供・発信に当たっては、インターネットの活用だけでなく、センターニュースの発行、センター窓口での説明など、様々なメディアの活用を図っていきます。

### (3) 活動拠点機能

市民活動交流センターは、市民活動の拠点施設として、市民活動を行う市民や団体が様々な活動に利用できるよう、印刷等の作業を行うことができる作業室や会議・研修室など、必要な設備やサービスの提供を行います。

また、利用時間の細分化や飲食等の利用条件の緩和など、これまでの施設とは違い、利用する市民の目線での運営を目指すとともに、利用する市民・団体の方々が、満足してセンターを利用できるよう、常に利用者の意見に耳を傾け、サービスの改善や向上に努めます。

#### (4) 相談、コンサルティング機能

市民活動を継続する上では、活動する上での伸び悩みを抱えたり、難しい事務手続が必要になったりなど、様々な課題に直面することもあります。市民活動交流センターでは、こうした個別の相談に応じるとともに、適切な助言やコンサルティングを行い、課題解決に努めていきます。

また、新たに市民活動団体を設立したいと考えている方や、NPO 法人の認証取得を目指す団体に対してノウハウの提供や手続のコンサルティングを行います。さらに、設立間もない団体の活動が軌道に乗るための自立支援、団体の活動が更に充実し活発になるための支援、事業化に向けた支援など、各段階に応じた相談・助言や情報の提供を通じて、市民活動の活性化を目指していきます。

#### (5) 学習機会の提供機能

継続的な活動やその活動を発展させるためには、専門的な知識の習得や技術の向上が課題となることがあります。市民活動交流センターでは、団体運営、会計・経理などの専門的な知識の習得を図るための講座や、広報宣伝、パソコン操作、ファシリテーションなど活動の幅を広げる技術向上のための講座・研修会など、団体の活動のステップアップが図られるよう継続的な学習メニューを提供します。

また、これから市民活動を始めたい方など市民活動に関心がある方に対しては、団体の活動報告会など市民活動の素晴らしさや楽しさを学ぶことができる市民活動の入口となる講座や研修会を開催することで、市民活動の魅力を伝えていきます。

#### (6) コーディネート、交流、協働促進機能

市民活動交流センターが他の類似施設と異なる最大の特長は、市民と団体、団体同士、さらに、行政、商店街など、市民や団体が活動を広げていくための協働相手として適切な団体等を紹介したり、交流を促進するといった市民の視点からのコーディネート機能を有することです。

市民活動の分野は幅広く、活動に参加している方の世代、価値観、行動様式も様々ですが、センターが、NPO 法人・ボランティア団体、町内会などの様々な団体等に対して、その活動を広めさらに発展させる観点から、相互に協働が可能となるようなコーディネートを行ったり、行政、企業等との協働のパイプ役を果たしたりすることが重要です。

このことを通じ、新たな分野の市民活動や公共サービスが生み出されるとともに、市民や団体の横断的なネットワークづくりが促進され、そのような交流の中からさらに次の段階の市民活動が芽生えたり、活動の新しい担い手が出現することも期待されます。

このように市民活動交流センターがコーディネート機能を十分に発揮することで、市民活動促進の好循環やそれぞれの活動の相乗効果を生み出し、多様な主体間の協働による市民主体のまちづくりに繋げていきます。

## (7) 多様なイベント創出機能

市民活動交流センターのホールは、NPO 法人・ボランティア団体によるイベント開催はもとより、音楽等の文化活動団体の練習場所や企業の催事など、多目的に利用できる施設ですが、このほか、センターのコーディネート、交流、協働促進機能を生かすことにより、各団体の協働イベントの手軽な開催場所としての活用を図ります。

性格や方向性の異なる団体が活動のジャンルの垣根を越えた新たなイベントを協働しながら開催することで、市民活動の輪が広がり、まちづくりの活性化や賑わいの創出が期待できます。

## 6 ホールの利活用について

### (1) 従来型の施設にはない機能

#### ○異なる活動内容の団体の合同イベントの場

- ・ホール機能と活動支援機能を同時に併せ持つことにより、文化活動団体とボランティア団体のような方向性の異なる市民団体が一堂に会する場となることで、従来型の閉鎖的な貸室での個別に独立した活動の枠を超え、新たな人的交流や情報交換の拠点となることが期待されます。

※人と人、団体と団体をマッチングする専門のコーディネーターが必要になります。

#### ○イベント開催の実績がない団体等が、実験的にイベント開催をする場

- ・ホールは「手軽に試しにイベントを実施してみる」ことができる、いわば活動の拡大に向けての実験的な場所と考えることができます。

※収容人数が少なく利用料金も低額に抑えることでローリスクでの利用が可能となります。

- ・ホール単館で存在するわけではなく、市民活動支援棟が併設しているため、必要な情報や、施設管理者からの適切なアドバイスをその場で受けられるメリットがあります。

- ・ホールでのイベント開催等で、知名度が向上し活動の幅を広げた市民活動団体は、市民活動交流センターでの活動だけにとどまらず、様々な場所へと活動の範囲を広げることで、更なる市民活動の活性化に繋げていくことが期待されます。

※市民活動が地域に拡大・拡散していくことにより、各地域のコミュニティの活力となります。

### (2) 従来型の利用方法

#### ○講演会の開催、音楽団体や演劇団体等の練習、発表の場

- ・市内にある多くのホールが値段も高く収容人数も多いため、アマチュア団体にとって使いづらい現状があります。そのため、安価で使いやすい小規模のホールに対するニーズは高いものと考えられます。

- ・展示会、物産展、フリーマーケットなどの準営利活動の開催も認めることで、シビックコア地区全体の継続的な賑わいづくりが期待できます。

### (3) シビックコアならではの機能

#### ○サイパル、おびった、合同庁舎との合同事業

- ・市民活動施設、生涯学習施設、障害福祉施設という全く方向性の異なる施設による合同イベント実施時におけるメイン会場としての機能を担うことができます。

## 7 市民活動交流センター（仮称）の管理運営について

### 〔基本的な考え方〕

利用者の意見を尊重し、市民活動団体をはじめ多くの市民が集い、気軽に利用できる施設運営を目指します。

コーディネート機能の充実を図り、交流の促進やネットワーク化を推進します。

#### (1) 市民活動交流センターの運営の考え方

市民ニーズが多様化し複雑化するなか、市民活動は新たなまちづくりの担い手として期待されています。こうした市民活動が活発になることは、まちそのものの活力や魅力にも繋がっていきます。

市民活動交流センターでは、市民活動を行う個人又は団体の自主性、自立性を損なわないよう配慮し、活動の動機付けやサポートを行うなど、市民活動が推進される環境づくりが重要となります。また、訪れる市民が「ほっとできる」居心地の良い場所となるよう明るい雰囲気づくりに努めていきます。

市民活動交流センターは、「公の施設」として設置しますが、利用時間の細分化や飲食等の利用条件の緩和など、これまでの施設とは違い、利用する市民の目線での運営を行うとともに、事業や運営について、利用者の意見に耳を傾け、利用する市民とともに成長する施設運営を目指していきます。

#### (2) 市民活動交流センターの管理運営方法

##### ア コーディネート機能の重要性

市民活動交流センターで重要になるのが、市民活動のコーディネート機能です。

コーディネートには、これから活動をはじめたい人など個人と団体とのコーディネートをはじめ、団体同士のコーディネート、団体と町内会などの地縁組織、さらには、行政、企業とのコーディネートなど、様々な形態があります。また、市民活動に参加したいなど市民活動の入口段階の相談や、団体運営に関する経理・労務など専門的な相談も、情報と個人や団体とを繋ぐことから、コーディネート機能の一つとして考えられます。

市民活動交流センターがこれまでの施設にはないコーディネート機能を果たすことで、団体同士が協力してイベントを実施する、団体と行政や企業とが協働して事業を実施するなど、新たな交流が生まれ、活動の幅を広げることができま。また、新たな活動やサービスの提供に繋がることで、市民活動交流センターが旭川のまちづくりの創造の場、発信基地となることが期待されます。

このコーディネート機能をいかに発揮するかが重要であり、市民活動交流センターが成功するか否かの鍵となります。

コーディネートを行う人材あるいは団体＝コーディネーターには、市民活動全般に対する専門的な理解、高いコミュニケーション能力や柔軟な発想力、幅広い

人脈とネットワーク形成能力、建物の維持管理能力、組織運営能力などはもとより、多様な団体間の協働の調整力、ホールにおけるイベント実施能力、市民感覚を保ちながら行政との協働を考えるバランス感覚、行政の仕組みや立場についての基本的理解、市民主体のまちづくりや新しい公共サービスの創造に対する構想力、そして何よりも大切なのは、協働によるまちづくりを進めていくという不断の情熱が必要となります。

こうした人材（団体）を確保するためには、責任を持って施設の運営に労力を注ぎ、集中することができる環境整備や、コーディネーターをはじめセンターの職員の高い資質と高度な専門性を継続的に維持、養成できるような仕組みづくりが必要となります。

#### イ 公募による指定管理者方式の導入

市民活動交流センターの運営主体の考え方としては、市の直営、利用団体で構成する運営協議会へ指定管理、公募による指定管理、複数のボランティア団体による管理運営などが考えられます。

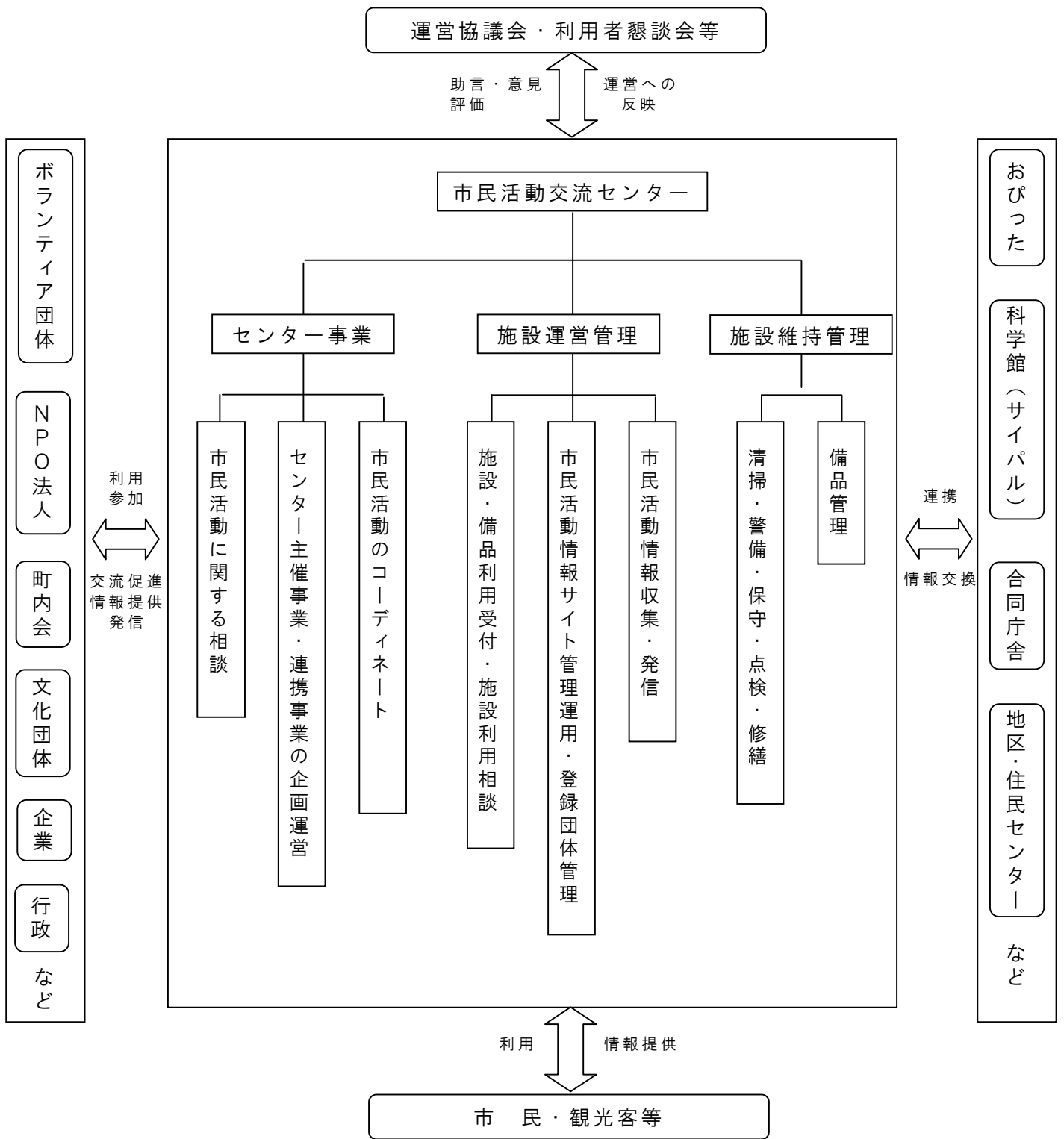
しかし、市の直営による運営の場合、市民が主体的に運営する視点が薄れるとともに、数年で職員が変更になることからノウハウや人脈などの蓄積が難しい、人件費が高額になるといった課題があります。また、運営協議会やボランティア団体による運営方式は一つの理想型ではありますが、責任の所在があいまいになりやすく、また、構成団体がそれぞれの組織目標を重視するあまりセンター利用団体に対する中間支援的な意識が希薄となりがちであり、短期間では責任ある運営主体として育ちにくいことが考えられます。これらのことから、市民活動交流センターの運営については、既存団体等に対し広く専門的で柔軟な運営ノウハウの提案を期待する「公募による指定管理方式の導入」が、現状で考え得る最善の方法であると思われます。

なお、指定管理者の公募の際には、業務実施の条件を必要最小限の範囲に留め、指定管理者のノウハウを十分生かすことができ、利用者のニーズを踏まえた柔軟な運営ができるよう考慮するとともに、運営協議会、利用者懇談会などの設置のほか、利用者アンケートなどの実施を通じ、市民活動交流センターの事業や運営に多くの市民が関わり、公正・透明で利用者本位の運営ができる仕組みづくりを進めていきます。

#### ウ ボランティアの協力による多様な事業展開

市民活動交流センターの運営に係る主要な業務については基本的に指定管理者が担当することを想定していますが、イベント実施の際などはボランティアの方の協力を得ることで市民活動交流センターとしての活動の規模を拡大させるなど、センターと市民とが連携を図る機会を広げ臨機応変に事業展開ができるようにし、市民活動交流センターの運営に際して、より多くの市民が関わられるような取組を進めていきます。

《市民活動交流センター（仮称）の管理・運営のフレーム》



## 《市民活動交流センター（仮称）の指定管理者公募の条件等について》

市民活動交流センター（仮称）の運営については、「公募による指定管理者制度」を導入し、既存団体等に対し広く専門的で柔軟な運営ノウハウの提案を期待することとしますが、公募に当たっての諸条件は、次のとおり予定しています。

### ■指定期間（公募により選定された指定管理者が施設を運営する期間）

○約4年9ヶ月とする。（平成22年6月開設予定のため）

〔理由〕

- ・選定された指定管理者が長期的な視点に立ち、効果的な運営を図るためには、一定の期間が必要である。
- ・指定期間を長くすることで、雇用の安定化を図ることができ、従事する職員の資質の向上、運営ノウハウの蓄積が期待できる。
- ・市が定めている「指定管理者制度導入ガイドライン（第3版）」において、指定の期間を原則として5年としている。

### ■指定管理者の応募資格

○市民活動交流センター（仮称）の指定管理者の募集に当たっての応募資格は、次の全ての要件を満たすものとする。

- ・法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループとし、個人での応募は受け付けない。  
\*グループで応募する場合はグループを代表する法人等を定めること。
- ・応募者（グループで応募する場合は、代表する法人等）は、旭川市内に本社等の主たる事業所を置く法人等に限る。
- ・募集内容を踏まえた事業計画を立案し、指定期間中安定的にセンターを管理運営することが可能なノウハウや実施体制を有していること。

〔理由〕

- ・応募対象となる団体の要件を限定しないことにより、広く専門的で柔軟な運営ノウハウの提案を期待できる。
- ・市民活動交流センター（仮称）の運営を行うためには、センターの目的を踏まえた効果的な事業の実施が求められる。
- ・旭川市の市民活動の現状を知っていることで、センターの円滑な運営に繋がることを期待される。

### (3) 開設時間と休館日

市民活動の分野は幅広く、市民活動交流センターを利用する方の目的や世代も様々です。このため、学生、主婦、勤労者、高齢者など、多くの市民が利用しやすいよう開設時間を午前9時から午後10時とします。

また、休館日は、毎週月曜日と年末年始及び施設点検日（不定期）とし、土曜日・日曜日・祝日の開設により、市民の利便性の向上を図ります。

### (4) 利用しやすい施設を目指して

従来型の公共施設においては、利用条件が細かく決まっており、融通が利かない、利用しづらいという声を耳にすることがあります。

このため、市民活動交流センターの開設に当たっては、市民が利用しやすい施設を目指して、利用の条件を検討していきます。

#### ○利用対象の拡大

利用対象を市民活動基本方針上の市民活動団体に限定せず、文化活動団体、教育機関、企業など多様な団体が利用できる市民に開かれた施設とします。

- ・他都市の同種施設では、利用対象をボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体に限定している施設も多くあります。
- ・本市の市民活動交流センターにおいては、市民活動団体に主眼を置きますが、市民主体のまちづくりの観点から、多くのまちづくりに関係する市民、団体が利用できる施設として位置づけ、多様な協働の形を創ります。
- ・また、キッズコーナーや多用途トイレを設置し、育児中の方や障がいを持った方も安心して利用できる環境整備を図ります。

#### ○利用者の意見の反映

利用者の意見を聴き、市民活動交流センターの運営に反映させる仕組みをつくります。

- ・利用者が市民活動交流センターの運営等について助言できる機関を設置します。（運営協議会、懇談会など）
- ・市民活動交流センターで主催する事業等について、事業実施後のアンケートを実施し、意見の把握を行います。
- ・市民活動交流センターの利用者を対象とした意見交換会を開催します。

### ○柔軟な開設時間の設定

施設管理者の判断で、開設時間の延長を行います。

- ・市民活動交流センターで開催される行事・イベントについて、必要に応じ柔軟な利用ができるよう、施設管理者の判断で開設時間の延長が行える仕組みを導入します。

### ○飲食の利用条件の緩和

市民活動交流センター内での飲食を基本的に認めます。

- ・会議や打合せの雰囲気を和やかにするためには、飲食がポイントとなることがあります。また、ホールの活用に関しても飲食を伴うイベントの開催ニーズも少なくありません。
- ・このため、パソコンや印刷機など機器への影響が無い場所やホールでは、基本的に飲食を認めます。

### ○利用時間の細分化

市民活動交流センターの利用について、利用時間の細分化を図り、1時間単位の利用を認めます。

- ・これまでの施設の多くは、午前・午後・夜間の3区分の利用時間となっており、例えば、午後と夜間に利用時間がまたがる場合は、両区分の利用申込みが必要となり、料金の負担も大きくなるという課題があります。
- ・このため、利用時間の細分化を図り、1時間単位の利用を認めることで、利用者のニーズに応じた柔軟な利用ができるようにします。

### ○物販の制限の緩和

市民活動交流センター内での物販を認めます。

- ・市民活動団体の物販を認めることで、団体の活動支援や事業化に繋がることを期待されます。
- ・広く企業などの物販を認めることで、新たな利用の拡大や、賑わいの創出が期待できます。
- ・企業による物販の利用の場合は、通常料金設定より高く設定し、市民活動交流センターの収益性の確保に努めますが、市民活動団体が行う物販や公益性の高い内容の利用の場合は、利用しやすい料金設定とします。

## ○利用登録制度の採用

市民活動交流センターを利用する市民活動団体の利用登録制度を設けます。

- ・市民活動団体に対する情報提供や、団体の情報発信を効果的に行うことができるようになります。
- ・施設利用に当たって、市民活動団体に対する支援が可能となります。  
(利用料金、優先的な予約、貸ロッカー、メールボックスの利用など)

## (5) 運営財源の確保

市民活動交流センターの運営の費用としては、市が負担する指定管理業務の委託料のほか、施設利用の利用料収入などがありますが、市の財政が逼迫する中、将来にわたり安定的な運営を図るためには、センターの自立性を高めるとともに、多様な財源の確保が課題となってきます。

### ○自主事業収入

市民活動交流センターでは、市民活動の普及・促進のために各種行事やイベントを実施しますが、必要経費として参加者から参加料や受講料を徴収し、事業実施に当たっての財源の一部とすることで、効果的で魅力に溢れた事業の実施に努めます。

### ○補助金・助成金収入

市民活動の活性化を目的に、先駆的な事業、特徴的な取組などに対し、補助金・助成金を交付する機関が増えてきています。こうした補助金や助成金は、選考を経て交付されるものであり、優れた企画力や提案力が求められますが、一定の金額が交付されることから、他都市の同種センターの事例等の調査を進めるなど、その活用も含め検討する必要があります。

### ○広告料収入

近年、企業の社会貢献活動の一環として、市民活動団体の支援に取り組む企業も増えており、こうした企業との連携を深めることも重要となります。

このため、市民活動を応援する企業を広く募り、市民活動交流センターのホームページやセンターで発行する情報誌などに広告を掲載し、市民活動に対する支援の輪を広げていきます。

### ○施設稼働率の向上

市民活動交流センターの特徴としては、多目的に利用できるホールを有していることです。このホールの利用について、利用上の制約を緩和し、物販や商業利用など幅広い利活用を認めることで、施設稼働率の向上を図り、利用料収入の確保に努めます。

## 8 市民活動交流センター（仮称）の施設と展開事業・サービス

市民活動交流センターでは、センターの機能を果たすために、次のとおり施設を設け、各種事業・サービスを提供します。

### 【市民活動支援棟：1階】

#### (1) 相談・受付コーナー（事務室）

市民活動交流センターを利用する方の相談・受付のほか、施設の管理・運営を行うための事務室を設けます。

相談・受付コーナーには、相談員を配置し、市民活動を行う市民や団体、市民活動に関心のある市民を対象に市民活動全般に関する相談を行います。また、市民や団体、行政、企業などのコーディネートを行い、新たな活動の実施を支援するなど協働の取組を推進するとともに、交流の促進を図ります。

なお、事務室には、常勤の職員を配置し、センターの利用申込みの受付を行うほか市民活動に関する情報の収集・提供、発信を行います。

#### (2) 交流・展示コーナー

市民活動交流センターを利用する方々の交流を促進するとともに、展示場所としても活用できる交流・展示コーナーを設けます。

交流・展示コーナーは、通常、テーブルと椅子を配置し、誰もが自由に利用できる空間とし、気軽に打合せを行ったり、休憩できる場所とします。

また、交流・展示コーナーのパネルを活用することで、市民活動団体の活動や成果の発表のほか、市民活動に関するワークショップが行える場所とします。

交流・展示コーナーの一角には、子育て中の方もセンターを利用できるよう、子どもが遊ぶことができるキッズスペースを設置します。

#### —主な設置予定の設備—

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ・ テーブル、椅子             | ・ パネル（可動間仕切） |
| ・ キッズスペース（クッションマットなど） |              |

### (3) 情報・閲覧コーナー

情報閲覧コーナーには、市民活動に関するチラシ、パンフレット、図書や情報閲覧用のパソコンなどを配置し、誰もが市民活動に関する情報に触れることができる場所とします。

また、市内はもとより近隣市町村も含めた「観光案内コーナー」や建物の歴史を伝える「歴史展示コーナー」を設け、市民や観光客が気軽に立ち寄れる施設とします。

市民活動交流センターの情報発信のツールとして、インターネットを活用し、市民活動団体の情報や行事・イベントの情報など市民活動に関する様々な情報を集積し、提供する「市民活動情報サイト」の運用を行います。

なお、パソコンの操作が不得手な方については、情報の入手が難しい場合もあることから、センター職員がサポートしながら必要な情報が入手できるよう支援します。

#### —主な設置予定の設備—

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| ・ 情報閲覧用テーブル、椅子    | ・ パソコン、プリンター |
| ・ 書架（書籍、団体活動ファイル） | ・ ラック        |
| ・ 掲示板（可動間仕切）      |              |

### 【市民活動支援棟：2階】

#### (4) 会議・研修室

市民活動団体などの会議や講座・研修会などの開催場所として利用できる会議・研修室を設置します。会議・研修室は、市民活動交流センターが主催する行事の開催場所としても利用します。

会議・研修室には、スクリーン、液晶プロジェクターなどの備品を配置するほか、室内を区分し仕切ることにより、片面×2面、全面の3通りの利用ができるようにし、利便性の確保に努めます。

#### —主な設置予定の設備—

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・ 机、椅子      | ・ 可動間仕切     |
| ・ モバイルスクリーン | ・ 液晶プロジェクター |
| ・ ポータブル音響設備 | ・ ホワイトボード   |
| ・ テレビ       | ・ DVD プレイヤー |

(5) 作業室・打合せ室

市民活動団体等の比較的少人数の打合せや簡単な作業の場所として、作業室・打ち合わせ室を設置します。会議用テーブルやホワイトボードを活用したミーティングや、資料作成等の軽易な事務作業に集中的に取り組める空間とします。

—主な設置予定の設備—

- ・ 作業・打ち合わせ用テーブル、椅子
- ・ ホワイトボード

(6) 事務作業室

市民活動団体がパソコンを用いた作業を行うための事務作業室を設置します。ワープロや表計算ソフトのみならず、プレゼンテーションソフト、DVD作成ソフトやホームページ作成ソフトなどをインストールしたパソコンを設置し、市民活動団体の情報発信力の向上を図ります。

—主な設置予定の設備—

- ・ 机、椅子
- ・ パソコン（ワープロ、表計算、プレゼンテーション、ホームページ作成ソフト等）
- ・ プリンター

(7) コピー・印刷室

市民活動団体の広報誌、行事等の案内チラシ等の作成など、団体活動の支援を図るため、コピー・印刷室を設置します。

コピー・印刷室には、コピー機、簡易印刷機、紙折機、丁合機、電動ホッチキスなど市民活動団体の広報活動に必要な設備を備え付けます。なお、これらの設備について、コピー機、印刷機を使用する場合には、ランニングコスト等の実費相当分の使用料を徴収します。

—主な設置予定の設備—

- ・ 作業テーブル・椅子
- ・ 簡易印刷機（リソグラフ）
- ・ 紙折機
- ・ 丁合機
- ・ ラミネーター
- ・ コピー機
- ・ 大型カラープリンター
- ・ 裁断機
- ・ 電動ホッチキス

(8) 貸ロッカー室、メールボックス

市民活動団体が利用する貸ロッカーを整備した貸ロッカー室を設置します。

貸ロッカーは、市民活動団体に有料で貸し出し、市民活動団体が市民活動交流センターの利用時に常時使用する物品や印刷用紙などの消耗品等を保管するものです。

また、市民活動団体同士の相互交流や、情報交換を図るためのメールボックスも合わせて設置します。

—主な設置予定の設備—

- ・ 大小貸ロッカー（団体貸出用）
- ・ メールボックス（団体貸出用）

【ホール棟】

(9) ホール

市民活動団体の活動内容や成果などを発表する場として、手軽に講演会や研修会などを開催できるホールを設置します。

また、音楽や演劇の練習や簡易な発表の場、あるいは企業の催事の利用など、多様な用途に利用でき、多くの市民が集い交流できる場とします。

ホールの利用としては、講演会、研修会、シンポジウム、展示会、音楽・演劇等の練習・発表、物産展、フリーマーケットなどが考えられ、賑わいの創出が期待できます。

—主な設置予定の設備—

- ・ 音響設備、照明設備
- ・ ステージ用山台（平台、箱馬）
- ・ 緞帳、暗幕
- ・ モバイルスクリーン
- ・ 椅子
- ・ 講義卓
- ・ 展示パネル
- ・ バトン

## 【その他】

### (10) 共用ロビー

2つの煉瓦造建物を結び、機能面での向上を図るため、共用ロビーを設置します。

共用ロビーには、トイレ、授乳室、自動販売機のほか、簡単な調理ができるパントリーを設置し、利用者のための環境整備を図ります。

#### —主な設置予定の設備—

- |             |          |
|-------------|----------|
| ・ 利用案内・館内案内 | ・ 分別用ごみ箱 |
| ・ 傘タテ       | ・ ベビーベッド |
| ・ 授乳用椅子     | ・ 自動販売機  |
| ・ 車椅子       | ・ 台車     |
| 〔パントリー内〕    |          |
| ・ 冷蔵庫       | ・ 電子レンジ  |
| ・ 電磁調理器     |          |

※物品によっては、共用ロビー以外の場所に保管する場合があります。

### (11) 屋外広場

シビックコア地区の中央部の円環広場に面した場所に屋外広場を設置します。

屋外広場は、自然と調和した雰囲気の中で各種イベントを開催できる場所とします。

#### —主な設置予定の設備—

- |          |          |
|----------|----------|
| ・ 簡易ステージ | ・ 電源ボックス |
|----------|----------|

### (12) 外構

市民活動交流センターの外構は、既存樹木を生かすほか、エゾヤマザクラなど新たな植栽を行うとともに、噴水を設置するなど、市民が集い、自然に親しむことができる空間とします。

施設専用の駐車場は、ハンディキャップ用駐車場を含め38台とします。

円環広場から煉瓦造建物へ通じる軸となる通路（軸線）は、鉄道の工場として使われていた建物の歴史を感じることができるようレールを使用した舗装とし、敷地内には、シビックコア地区を散策できる園路を設けます。

照明は、暖色系の光を基本とし、シビックコア地区で既の実施されている照明配置と連携するよう、円環広場を象徴的に演出する列柱照明のほか、軸線の床面を照らす下方配光型のポラード照明のほか、ポール灯、庭園灯を設置します。

## 9 市民活動交流センター（仮称）に係る検討経過

市民活動交流センター（仮称）については、「市民活動交流センター（仮称）設置に伴う検討会議」を設置し、主に交流センターの機能面の検討を行い、一方、交流センターの設置場所となる「シビックコア地区」の煉瓦造建物については、「『煉瓦造建物の保存・活用に係る検討』懇談会」を設置し、煉瓦造建物の保存・活用の在り方について、御意見をいただきました。

本市では、これらの会議から提出のあった提言等を踏まえ、平成17年度に「シビックコア地区」にある2棟の煉瓦造建物を活用し、市民活動交流センターの整備を行うことを決定し、基本設計を実施しました。

平成18年度においては、6月に「旭川市市民活動基本方針」を策定し、市民活動への支援、協働の取組の推進などの基本的考え方をまとめるとともに、市民活動交流センターの概要について、パブリックコメントを実施しました。また、平成18年9月より「市民活動促進検討会議」を設置し、市民活動交流センターの事業内容・運営方法の検討を行うとともに、平成19年度においては、市内の市民活動団体を対象にアンケート調査を実施したほか、市民活動交流センターの建物及び外構の実施設計を行いました。

